

幼稚園型認定こども園
蒲原聖母幼稚園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	学校法人 静岡聖母学園
代表者氏名	理事長 梅村昌弘
所 在 地	静岡市葵区城内町 1 番 2 号
電 話 番 号	054-252-1465
法人設立年月日	昭和 35 年 4 月 14 日
定款の目的に定めた事業	幼稚園の運営

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	<p>本園は、幼稚園として学校教育法第 22 条及び第 23 条に基づき幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とするとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（以下、「認定こども園法」という。）</p> <p>第 3 条の認定を受けた幼稚園型認定こども園として、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育ての支援の総合的な提供を行うことを目的とする。</p>
運営方針	<p>① カトリック精神をもって、一人ひとりの子どもの個性を尊重し大切に保育する。</p> <p>② いろいろな体験を通して自立する心を育て、他者とも協調できる豊かな感性と精神を養い育てる。</p> <p>③ モンテッソーリ教育法による人格 形成の完成を目指して 6 領域から教育・保育の環境を総合的に提供する。</p> <p>④ 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に幼児の状況や発達に過程を踏まえ養護及び教育を一体的に行うものとする。</p>

3 施設の概要

施設の種類	幼稚園型認定こども園		
施設の名称	蒲原聖母幼稚園		
開設年月日	令和2年4月1日		
施設の所在地	静岡市清水区蒲原神沢 135 番地の 1		
連絡先	電話番号 054-385-3319 F A X 054-385-3348		
事業所番号			
管理者	園長 川島弘美		
利用定員	満3歳以上の児童【1号】	25人	
	満3歳以上の児童【2号】	18人	
	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	7人	
	満1歳未満の児童【3号】	3人	
職員数	16人		
嘱託医	鮎橋医院 鮎橋建夫	TEL 054-375-2784	
	岩辺歯科医院 岩辺光隆	TEL 054-385-2254	

4 開園日・開園時間及び休園日

教育・保育を 提供する日	月曜日から土曜日まで 教育標準時間認定(1号認定)は月曜日から金曜日まで ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び国民の祝日は休園とする。 なお、教育標準時間認定(1号認定)こどもについては、以下についても休園とする。 ・夏季休業 7月24日から8月31日まで ・冬季休業 12月22日から1月6日まで ・春季休業 3月21日から4月6日まで ・法人の日 5月31日(その日が土曜、日曜の場合は5月最終金曜日) ・園長が必要であると認める日	
	教育標準時間認定	午前8時15分から午後2時30分まで
教育・保育を 提供する時間	保育標準時間認定	午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で保育を必要とする時間
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までの範囲内で時間外保育を実施。

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	1,251 m ²	
建物	構造	耐震S造2階建	
	延床面積	449.24 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	1階 バンピ保育室	1室	37.37 m ²
	1階 バンピトイレ	1室	14.27 m ²
	1階 保育室	1室	55.49 m ²
	1階 職員室	1室	28.12 m ²
	1階 給食室	1室	30.01 m ²
	2階 保育室	2室	106.68 m ²
	2階 トイレ	1室	12.92 m ²
	その他	5室	60.13 m ²

本園では「幼保連携型認定こども園の認定の要件に関する条例」（平成18年静岡県条例第70号。以下「県条例」という。）の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和2年4月1日現在）

職種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	幼稚園Ⅱ種・保育士	人	
保育教諭	5人	幼稚園Ⅱ種・保育士	4人	幼稚園Ⅱ種・保育士
保育士	2人	保育士	人	
栄養士	人	栄養士免許・調理師免許	1人	
調理員	人		2人	
事務員	人		人	

本園では県条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示代62号）及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、以下の教育・保育等の提供を行います。

（1）教育・保育計画

歳児毎に年間、及び週間計画を作成。

(2) 毎日の教育・保育の流れ

一日の教育・保育スケジュールは、下記のとおり。

時 間	3号認定(満1・1・2歳児)	2号認定(3~5歳児)	1号認定(満3~5歳児)
7:30 ~ 8:30	保育標準時間園児 登園 延長保育・保育短時間認定	開始・身支度・自由遊び	延長保育 7:45 ~
異年齢保育 (満1・1・2 歳児 / 満3~5 歳児)			
8:15 ~			登園開始・園バス運行 身支度 モンテッソーリ活動
8:30 ~	保育短時間認定 園児 登園開始・身支度・自由遊び	保育短時間認定 園児 登園開始・身支度 モンテッソーリ活動	
9:40 ~ 10:00 ~ 10:15 ~	おやつ・朝の集い 戸外遊び・散歩		
11:00 ~ 11:45 ~ 12:30 ~ 13:00 ~ 14:00 ~	排泄・手洗い 給食準備 給食 午睡準備・午睡	朝の集い お祈り 発達に合わせた活動・年齢別の活動 体育指導(週1)・英語(月2回) リトミック・ダンス(月1回)	
		排泄・手洗い 給食準備(当番活動) 給食	
		午後の活動 戸外遊び	
		降園準備 帰りの集い お祈り	
14:30 ~ 16:00 ~	おやつ 自由遊び 帰りの集い	自由保育 (1号の預かりと合同) おやつ	園バス出発 降園(徒歩・お迎え) 預かり保育(2号と合同)
16:30	保育短時間認定園児降園	延長保育	
18:30	保育標準時間認定園児降園		

(3) 食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中にアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

(4) 健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、連絡帳に記載します。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については連絡帳に記載します。

(5) その他

未就園児及びその家族に対してエンゼルクラブ・園庭解放・子育て相談などを実施します。また在園児及びその家族に対して預かり保育・教育講演会・教育相談などの子育て支援を実施します。

8 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定保護者が教育・保育の提供を受けた際は、本園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育に係る上乗せ徴収及び実費徴収

(1)に掲げる保育料のほか、上乗せ徴収及び実費徴収として、下記の費用を負担していただきます。

①上乗せ徴収

費用の種類	納付額	徴収の理由
施設費	月額 1号 1,500円	園内の設備・備品等の新規更新及び整備費用のため
	2号 2,000円	

②実費徴収

項目	対象年齢	金額	
主食費	3・4・5歳児	月額	1,000円
副食費	1号認定児	月額	4,000円
	2号認定児	月額	5,000円
父母会費	全園児	月額	500円

教材費	満 1・1・2 歳児	月額	300 円
	満 3・3・4・5 歳児	月額	500 円
絵本代	満 3・3 歳児	月額	実費
	4・5 歳児	月額	実費
道具代	満 1・1・2 歳児	入園時	3,500 円程度
	満 3・3 歳児	入園時	30,000 円程度
	4 歳児	進級時	7,000 円程度
	5 歳児	進級時	4,000 円程度
災害共済掛金	満 1・1・2 歳児	年額	200 円
	満 3・3・4・5 歳児	年額	150 円
防災避難食代	満 1・1・2 歳児	2 年	500 円
	満 3・3・4・5 歳児	3 年	500 円

※ 上記のほか、園外保育（遠足）の交通費・検査代等、必要な実費は随時お知らせします。

(3) 延長保育料

対象	時間	料金
教育標準時間認定	午前 7 時 45 分から午前 8 時 15 分	日額 100 円
	午後 2 時 30 分から午後 6 時	日額 200 円
	長期休業中	日額 500 円
保育短時間認定	午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分	30 分 100 円
	午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで	30 分 100 円
保育標準時間認定	実施しません。	

* 教育標準認定の長期休業中の半日利用は 250 円。

9 支払方法

清水銀行からの口座振替払

引落日：幼稚園部 毎月 10 日・20 日 バンビ 毎月 27 日

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校に就学したとき。
- (2) 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 緊急時の対応

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

12 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	・三井住友海上火災保険株式会社 ・日本スポーツ振興センター
保険の種類	・全日本私立幼稚園連合会加入園賠償責任保険 ・災害共済給付
保険の内容	1 事故につき 8 億円 1 名につき 2 億円

13 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：静岡市港北消防署庵原分署 届出日：平成 29 年 2 月 防火管理者：園長 川島弘美
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月 1 回実施

14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 川島弘美
-------------	---------

15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決責任者	園長 川島弘美
苦情受付担当者	保育教諭 鈴木かおり
第三者委員	下村紀美子
	志田加代子
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。

教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

説明者：幼稚園型認定こども園 蒲原聖母幼稚園 園長 川島 弘美 ㊞

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：_____

保護者氏名：_____ ㊞

児童との続柄：_____

児童氏名：_____